

青森県報

号外第四十号

平成二十二年
五月十七日
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示…(事務局)…一

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内(津軽海峡)におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年五月十七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 前 田 廣 臣

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

- (一) 次の点ア、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域
- ア 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点

2 制限期間

平成二十二年六月一日から平成二十三年一月三十一日まで

(一) 青森県西共第三一号共同漁業権のうち、(一)で示した区域以外の区域

イ 点アと北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

ウ 点イと青森県下北郡大間埼突端とを結ぶ線と、旧三厩村と今別町との境界と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線との交点

エ 青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と点ウとを結ぶ線と点オから正西の線との交点

オ 青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結んだ線と高野埼灯台中心点から三海里の点

カ 青森県西共第三一号共同漁業権基点四八号から真方位一一度五分の線と点キと点クとを結んだ線の交点

キ 青森県東津軽郡明神埼灯台中心点

ク 点イと青森県下北郡大間埼突端とを結ぶ線と青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結んだ線との交点

ケ 点イと点アとを結ぶ線上点イから一・五海里の点

コ 点ウと点エとを結ぶ線上点ウから一・五海里の点

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭